

一般社団法人 きばる塾 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人きばる塾と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県神埼市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、様々なまちづくり活動を通じて、地域経済の発展、福祉の向上を図ることにより、城原自治会住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 地域の歴史文化保存及び環境保存事業
2. 公共事業の請負
3. ふるさと納税に関する業務
4. 物品の製造販売
5. 環境整備向上による花畠運営事業
6. 地域コミュニティ（きばる塾）の企画運営
7. 地域情報発信事業
8. 地域振興、地域開発等に関する調査研究
9. まちづくり推進計画及び地域計画総合コンサルティング業務
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。ただし、城原自治会住民でなければならない。

2. 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事

由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
3. 除名されたとき。
4. 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

（開催）

第9条 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

（決議の方法）

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

（議長）

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議事録）

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

（役員）

第15条 当法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

（選任）

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第22条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(余剰金の分配の禁止)

第23条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第24条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第25条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第26条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第28条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	副 島 志 郎
設立時理事	今 村 晃一郎
設立時理事	宮 地 かおり
設立時代表理事	副 島 志 郎

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	佐賀県神埼市神埼町城原1809番地
設立時社員	副 島 志 郎
住 所	佐賀県神埼市神埼町城原3049番地第2
設立時社員	今 村 晃一郎
住 所	佐賀県神埼市神埼町城原2328番地1
設立時社員	宮 地 かおり
住 所	佐賀県神埼市神埼町城原2310番地2
設立時社員	宮 地 良 信
住 所	佐賀県神埼市神埼町城原1874番地2
設立時社員	一一番ヶ瀬 隆

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人きばる塾を設立するため、設立時社員副島志郎、今村晃一郎、宮地かおり、宮地良信及び一番ヶ瀬隆の定款作成代理人である司法書士今福慎一郎は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和3年7月 日

設立時社員	副 島 志 郎
設立時社員	今 村 晃一郎
設立時社員	宮 地 かおり
設立時社員	宮 地 良 信
設立時社員	一番ヶ瀬 隆

上記設立時社員の定款作成代理人

佐賀県三養基郡みやき町大字簗原1031番地1
司法書士 今福慎一郎